

別記１－２ 農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等の導入支援

第１ 総則

要綱に定める農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等の導入支援（以下別記１－２において「本事業」という。）の実施については、要綱に定めるもののほか、国交付等要綱、国実施要領及びこの要領に定めるものとする。

第２ 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

- （１）農業支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。

- （２）農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

第３ 事業内容等

１ 目的

農業者の高齢化等による離農が急速に進行する中、国内の生産水準を維持していくためには、スマート農業技術の活用等により農業現場における生産性向上を支援するサービス事業を利用できる環境を早急に整備することが必要である。このため、サービス事業体の新規参入及び他産地へ展開する場合のサービス提供に必要なスマート農業機械等の導入等を支援する。

２ 事業構成

本事業における事業メニューは次のとおりとし、事業内容、補助率及び国庫補助金額の上下限額は、別表２に掲げるとおりとする。

- （１）地域型サービス支援タイプ

第４ 事業実施主体等

本事業における事業実施主体はサービス事業体とし、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （１）本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。
- （２）事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかな対応をとることが可能な者であること。
- （３）法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
- （４）法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- （５）法人等の役員等が暴力団員でないこと。
- （６）継続的なサービス事業の実施が見込まれること。

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費

要綱別表2に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、別表3に掲げるとおりとする。ただし、スマート農業機械等を導入し、及びリース導入する場合にあつての交付対象基準は以下のとおりとする。

(1) 共通

ア 事業実施主体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等であること。

イ 本体価格が50万円以上（税別）であること。

ウ 新品であること。ただし、知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

エ 事業実施主体はスマート農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

オ 交付の対象となるスマート農業機械等は動産総合保険等の保険（盗難補償、天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。

カ 本事業で導入するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者。）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

キ 本事業では農機データについて、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入し、又はリース導入する場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データ連携できる環境を整備しているメーカーのものを整備すること。

※ API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、この要件の対象にあたらない。

ク スマート農業機械等の導入又はリース導入を行った場合は、要綱第25条に定める財産管理台帳の写しを、知事に対して提出するものとする。知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中のスマート農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(2) スマート農業機械等を導入する場合

スマート農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(3) スマート農業機械等をリース導入する場合

ア 申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、事業実施主体が選定したスマート農業機械等の購入を行ったリース事業者

(共同申請者) へ支払うこととする。

イ スマート農業機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

ウ リース料補助額については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{補助率（1／2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \times \text{補助率（1／2以内）}$$

$$\text{「リース料助成額」} = (\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」}) \times \text{補助率（1／2以内）}$$

エ 知事は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。

2 補助対象外経費

次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費
- (3) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (4) 汎用性の高いものの導入（例：フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
- (5) 本事業終了後に毎年度必要となる資材の購入に係る経費

第6 採択基準

国実施要領別記3－2第6の2で定めるとおりとする。

第7 成果目標及び目標年度

1 成果目標

本事業の成果目標は、事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標とする。

2 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第8 事業実施手続等

1 交付申請書及び事業実施計画書の作成等

(1) 事業実施主体は、要綱第8条に定める交付申請書及び国実施要領様式第10—1号により作成した事業実施計画を、必要事項を記入した国実施要領様式第10—2号から様式第10—5号までを添付し、農業機械専用運搬車を導入する場合にあつては国実施要領様式第17号を併せ、知事へ提出するものとする。なお、国実施要領様式第10—4号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックすること。

(2) 知事は、(1)により提出された交付申請書及び事業実施計画について、要綱、国交付等要綱、国実施要領及びこの要領に照らして内容が適正であることについて審査を行うものとする。

2 事業の交付決定等

知事は、第1項により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に事業実施計画の変更を行う場合、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更及び要綱別表2に定める重要な変更にあつては、要綱第14条の規定に基づく変更等承認申請書の提出及びその承認を受けなければならない。なお、重要な変更の承認に係る手続きは第1項に準じるものとする。

3 事業の着手

事業実施主体は原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあつて、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、様式第3号により作成した交付決定前着手届を知事に提出し、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

4 目標年度の前年度までの事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の6月末までに、様式第4号により事業実施状況報告書を作成し、国実施要領様式第13号と併せて知事に提出するものとする。

(2) 知事は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。

(3) 知事は事業実施主体に対し、(1)及び(2)に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

5 目標年度の事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の6月末までに、様式第4号

により事業実施状況報告書を作成し、国実施要領様式第 13 号と併せて知事に提出するものとする。

なお、目標年度における事業実施状況報告書には農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを添付するものとする。

(2) 知事は、(1) による報告を受けた場合には、その内容について点検するものとする。

第9 評価等

評価等は次により行うものとする。

1 事業成果の評価及び改善措置の指導等

地方農政局長等が、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、知事は事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、国実施要領様式第16号による改善計画を国実施要領様式第13号と併せて報告させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、妥当と判断される場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、成果目標の変更手続は、要綱第14条の規定による計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

(1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

(2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

2 報告又は指導

知事は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

別表 1（第 2 関係）

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

※いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表 2（第 3 関係）

事業メニュー	事業内容	補助率
スマート農業機械等の導入支援	1 地域型サービス支援タイプ おおむね県域でサービス事業を提供する事業者がサービスの提供に必要となるスマート農業機械等の導入を支援するものとする。	1/2 以内 （補助金額は 1,500 万円を上限とする。ただし、スマート農業機械※を導入する場合は 3,000 万円を上限とする。）

※本事業におけるスマート農業機械は、次の①から③までに適合した技術を用いた農業機械とする。

- ① 農業機械に組み込まれて活用されるものであること。
- ② 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
- ③ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

別表 3（第 5 関係）

費目	対象となる事業の種類 及びメニュー	内容	注意点
機械費	スマート農業機械等の導入 支援 1 地域型サービス支援タイプ	・ サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費 ・ サービス事業を実施するために直接必要な農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費	・ 要領別記 1－2 第 5 に掲げるとおり。 ・ 農業機械専用運搬車の導入又はリース導入は、本事業で実施するサービス事業に必要なものであって、本事業で導入するスマート農業機械等と一体的に導入する場合に限る。なお、農業機械専用運搬車とは、セーフティローダー、ユニック等の農業機械の積込みや積降ろしを安全かつ容易に行い得る機構を有するものとする。

（注 1）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

（注 2）上記の経費であっても以下の経費にあつては認めないものとする。

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費
- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

（注 3）補助対象となる農業機械専用運搬車の要件

残存耐用年数期間において以下の要件を満たすものとする。

- 1 適正な管理のため車体に本補助金の名称（「福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業」）、事業実施年度、事業実施主体名等を明示すること
- 2 運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること

- 3 保管場所が事業所(個人の場合は自宅等)となっていること
 - 4 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること
- ※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とする。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品（カーナビ、リアカメラ等）、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除く。